

共謀罪新設規定 条文対照表

<p>政府原案 20051004 上程 第六條の二 次各号に掲げる罪に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>	<p>与党再々修正案 20060616 第六條の二 次各号に掲げる罪（別表第三に掲げるものを除く。）に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>	<p>テロ等準備罪法案 20170321 第六條の二 次各号に掲げる罪（別表第三に掲げるものを除く。）に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>
<p>一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える罪に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>	<p>一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える罪に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>	<p>一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超える罪に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>
<p>二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>	<p>二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>	<p>二 別表第四に掲げる罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>
<p>三 前項各号に掲げる罪に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>	<p>三 前項各号に掲げる罪（別表第三に掲げるものを除く。）に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>	<p>三 前項各号に掲げる罪に当たるとして、当該行為の遂行を共謀した者、当該行為の遂行に着手し、又は免除する。</p>
<p>（なし）</p>	<p>三 前二項の適用については、第一項に規定する準備その他の行為が行われたことを疑うに足りる相当な理由があるときに限り、刑事訴訟法（昭和三十三年法律第三十一号）の規定により逮捕し、又は拘留することができる。</p>	<p>三 前二項の適用については、第一項に規定する準備その他の行為が行われたことを疑うに足りる相当な理由があるときに限り、刑事訴訟法（昭和三十三年法律第三十一号）の規定により逮捕し、又は拘留することができる。</p>
<p>四 第一項及び第二項の規程の適用に当たっては、思想及び良心の自由並びに結社の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当制限するおそれがあることに基づき、かつ、労働組合その他の団体の正当な活動を制限するようにならざることを要する。</p>	<p>四 第一項及び第二項の規程の適用に当たっては、思想及び良心の自由並びに結社の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当制限するおそれがあることに基づき、かつ、労働組合その他の団体の正当な活動を制限するようにならざることを要する。</p>	<p>四 第一項及び第二項の規程の適用に当たっては、思想及び良心の自由並びに結社の自由その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当制限するおそれがあることに基づき、かつ、労働組合その他の団体の正当な活動を制限するようにならざることを要する。</p>



共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）対象罪名（277）

- ▽刑罰の所持等▽拳銃等の輸入に係る資金等の提供
- 【下水道法】公共下水道の施設の損壊等
- 【特許法】特許権等の侵害
- 【実用新案法】実用新案権等の侵害
- 【意匠法】意匠権等の侵害
- 【商標法】商標権等の侵害
- 【道路交通法】不正な信号機の操作等
- 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】業として行う指定薬物の製造等
- 【新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法】自動列車制御設備の損壊等
- 【電気事業法】電気工作物の損壊等
- 【所得税法】偽りその他不正の行為による所得税の免脱▽偽りその他不正の行為による所得税の免脱▽所得税の不納付
- 【法人税法】偽りにより法人税を免れる行為等
- 【公債に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律】海底電線の損壊▽海底パイプライン等の損壊
- 【著作権法】著作権等の侵害等
- 【航空機の強取等の処罰に関する法律】航空機の強取等▽航空機の運航阻害
- 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】無許可廃棄物処理業等
- 【火災びんの使用等の処罰に関する法律】火災びんの使用
- 【熱供給事業法】熱供給施設の損壊等
- 【航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律】航空危険▽航行中の航空機の破壊等▽業務中の航空機内の爆発物等の持込み
- 【人質による強要行為等の処罰に関する法律】人質による強要等▽加重人質強要
- 【細兵器（生物兵器）及び職業兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する法律】生物兵器等の使用▽生物兵器等の製造▽生物兵器等の所持等
- 【貸金業法】無登録営業等
- 【労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律】有香業務目的の労働者派遣
- 【流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法】流通食品への毒物の混入等
- 【消費税法】偽りにより消費税を免れる行為等
- 【日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法】特別永住者証明書の特例等▽偽造特別永住者証明書等の所持
- 【国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律】薬物犯罪収益等隠匿
- 【絶縁のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律】国内希少野生動物種の捕獲等
- 【不正競争防止法】営業秘密侵害等▽不正競争等
- 【化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律】化学兵器の使用▽毒性物質等の発散▽化学兵器の所持等▽毒性物質等の製造等
- 【サリン等による人身被害の防止に関する法律】サリン等の発散▽サリン等の製造等
- 【保険業法】株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為
- 【機器の移値に関する法律】機器売買等
- 【スポーツ振興投資の実施等に関する法律】無資格スポーツ振興投票
- 【種苗法】育成者権等の侵害
- 【資産の流動化に関する法律】社員等の権利等の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為
- 【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】一種病原体等の発散▽一種病原体等の所持等▽二種病原体等の輸入
- 【対地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律】対地雷の製造▽対地雷の所持
- 【児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律】児童買春周旋▽児童ポルノ等の不特定又は多数の者に対する提供等
- 【民事再生法】詐欺再生▽特定の債権者に対する担保の供与等
- 【公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等に関する法律】公衆等脅迫目的の犯罪行為を遂行しようとする者による資金等の提供
- 【電子署名法等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律】不実の署名用電子証明書等を発行させる行為
- 【会社更生法】詐欺更生▽特定の債権者等に対する担保の供与等
- 【破産法】詐欺破産▽特定の債権者等に対する担保の供与等
- 【会社法】会社財産を危くする行為▽虚偽文書行使等▽預金口座の超過発行▽株主等の権利の行使に関する贈収賄▽株主等の権利の行使について利益の受供与等についての威迫行為
- 【国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律】組織的な犯罪に係る証拠隠滅等▽偽証
- 【放射線発散させようとする者の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律】放射線の発散等▽原子核分裂等装置の製造▽原子核分裂等装置の所持等▽特定核燃料物質の輸出入▽放射性物質等の使用の告知
- 【海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律】海賊行為
- 【クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律】クラスター弾等の製造▽クラスター弾等の所持
- 【平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法】汚染廃棄物等の放棄等